

議案第79号

北名古屋市総合運動広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

北名古屋市総合運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成27年8月26日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市総合運動広場の呼称を北名古屋市 稲葉篤紀ふるさと広場とするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市長合運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

北名古屋市長合運動広場の設置及び管理に関する条例（平成27年北名古屋市長令第27号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 運動広場の呼称は、北名古屋 稲葉篤紀ふるさと広場とする。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。